

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	T S - 6 6
提出年月日	令和2年7月15日

本資料のうち、枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉

原子炉起動前の確認について

令和2年7月

東京電力ホールディングス株式会社

原子炉起動前の確認について

1. 保安規定第16条第1項の点検対象範囲について

保安規定第16条第1項における原子炉起動前の「施設及び設備の点検」については、原子炉の起動にあたり、定期事業者検査、事故・故障等の停止理由を問わず、その総合的な確認の観点で施設及び設備を点検し、異常の有無を確認するために記載している。

保安規定第16条第1項の点検対象である「(1) 原子炉冷却系統施設」、「(2) 制御材駆動設備」、「(3) 電源、給排水及び排気施設」は第13条に基づき点検する施設及び設備を基本とし、全てのSA設備を含む。

また、点検の対象設備は社内マニュアルで規定する。

2. 保安規定第16条第2項の結果確認における最終結果の確認について

保安規定第16条は、原子炉の起動にあたっては、定期事業者検査、事故・故障等の停止理由を問わず、その総合的な確認が重要であるということから、必要な機器の健全性確認のため、定期事業者検査時のサーベランス結果の確認が必要であることを規定している。

定期事業者検査時のサーベランスは、保全計画に基づく点検、及び特別な保全計画に基づき、設備の保管状態、使用状態及び劣化モードを考慮して実施され、設備の信頼性を確保しているものであることから、この確認結果は原子炉の起動前に確認が必要なものである。

また、保安規定に記載されているサーベランスのうち、機器の動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、原子炉起動前に一定の期間を設け、その期間内で健全性を確認し、その結果を当直長が確認することを社内マニュアルに規定する。

なお、確認項目については添付-1のとおりであり、新設設備は使用前事業者検査の結果及び至近の月例サーベランス結果にて確認する。

よって、これらの機器については、原子炉起動前（制御棒引き抜き開始前）までの一定の期間内（1年以内）にサーベランスを実施し、その結果を確認することとするため、保安規定第16条第2項の補足を別紙のとおり追加する。

なお、「1年」の設定は、「発電用原子炉施設の使用前検査、定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」に、原子炉の運転を“相当期間”停止する場合に特別な保全計画を定めることが規定されているが、その“相当期間”とは「概ね1年以上」とされていることを参考に設定した。

以上

(原子炉起動前の確認事項)

第16条 当直長及びモバイル設備管理GMは、原子炉起動前に、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。なお、モバイル設備管理GMが点検を実施した結果は、当直長に通知する。

- (1) 原子炉冷却系統施設
- (2) 制御材駆動設備
- (3) 電源、給排水及び排気施設

2. 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、第3節の各条文で定事検停止時に各GMから当直長に通知されることになっている確認項目※1※2について、通知が完了していることを確認する。

※1：原子炉起動のための制御棒引抜き以降に実施される確認項目を除く。

※2：定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、原子炉起動のための制御棒引抜き開始前の1年以内の確認結果を確認することとする。

定期事業者検査時のサーベランス(動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目)整理表(案)

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの	
21条2. (1)	制御棒の動作確認			運転及び起動	制御棒と制御棒駆動機構の結合を取り外した場合は、取り付け後、当該の制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認	原子炉起動前	原子炉GM	当直長	○	
22条2. (1)	制御棒のスクラム機能			運転及び起動	制御棒駆動水圧系の検査で、スクラム時間が全制御棒のスクラム時間の平均値が60%挿入1.44秒以下、100%挿入2.80秒以下であることを確認	定事検停止時	燃料GM	当直長	○	
24条2. (1)	ほう酸水注入系			運転及び起動	ほう酸水注入系の機能を確認	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
24条2. (2)	ほう酸水注入系			運転及び起動	ほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認	定事検停止後の原子炉起動前	当直長	—	○	
27条2. (1)	計測及び制御設備	1. 原子炉保護系計装	1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期短	起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正(検出器を除く。)を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○	
					論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
			2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a)中性子束 (b)熱流束相当	運転及び起動	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正(検出器を除く。)を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○	
					フローユニットの校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○	
			b. 機器動作不能		論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
			3. 原子炉圧力高	運転、起動	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○	
			4. 炉心流量急減	原子炉熱出力が75%相当以上	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正(検出器を除く。)を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○	
			5. 原子炉水位低(レベル3)	運転、起動	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○	
			6. 主蒸気隔離弁閉	運転	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	原子炉GM及び電気機器GM	当直長	○	
			7. ドライウェル圧力高	運転、起動	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○	
			8. 制御棒駆動機構充てん水圧力低	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○	
			9. 主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力が35%相当以上	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	ターピンGM及び計測制御GM	当直長	○	
			10. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	原子炉熱出力が35%相当以上	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○	

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
27条2. (1)	計測及び制御設備		11. 主蒸気管放射能高	運転、起動	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
			12. 地震加速度大	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
			13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
			14. 手動		論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
	2. 起動領域モニタ計装	1. 起動領域モニタ		起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	チャンネル校正(検出器を除く。)を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
	3. 非常用炉心冷却系計装 (1)低圧注水系計装	1. 原子炉水位異常低(レベル1)		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		2. ドライウェル圧力高		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		3. 原子炉圧力低(注入可)		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
	(2)高圧炉心注水系計装	1. 原子炉水位異常低(レベル1.5)		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		2. ドライウェル圧力高		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
	(3)原子炉隔離時冷却系計装	1. 原子炉水位異常低(レベル1.5)		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		2. ドライウェル圧力高		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
	(4)自動減圧系計装	1. 原子炉水位異常低(レベル1)		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		2. ドライウェル圧力高		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		3. 高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力高		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		4. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
	4. 格納容器隔離系計装 (1)主蒸気隔離弁計装	1. 原子炉水位異常低(レベル1.5)		運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
27条2. (1)	計測及び制御設備	2. 主蒸気管放射能高	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		3. 主蒸気管流量大	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		4. 主蒸気管トンネル温度高	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		5. 主蒸気管圧力低	運転	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		6. 復水器真空度低	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		(2)格納容器隔離系計装	1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低(レベル1.5)	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
						定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			b. 主蒸気管放射能高	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
						定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			c. 主蒸気管流量大	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
						定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			d. 主蒸気管トンネル温度高	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
						定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			e. 主蒸気管圧力低	運転	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
						定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			f. 復水器真空度低	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
						定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低(レベル1.5)	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					定事検停止時	計測制御GM	当直長	○	
			b. 主蒸気管放射能高	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
						定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		c. 主蒸気管流量大	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○	
					定事検停止時	計測制御GM	当直長	○	
			d. 主蒸気管トンネル温度高	運転、起動及び高温停止	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
						定事検停止時	計測制御GM	当直長	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
27条2. (1)	計測及び制御設備	e. 主蒸気管圧力低	運転		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		f. 復水器真空度低	運転、起動及び高温停止		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位異常低(レベル2)	運転、起動及び高温停止		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低(レベル3)	運転、起動及び高温停止		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		b. ドライウェル圧力高	運転、起動及び高温停止		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		c. 原子炉区域換気空調系排気放射能高	運転、起動及び高温停止		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		d. 燃料取替エリア排気放射能高	運転、起動及び高温停止		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低(レベル3)	運転、起動及び高温停止		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低(レベル3)	運転、起動及び高温停止		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		b. ドライウェル圧力高	運転、起動及び高温停止		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
	(3)原子炉建屋隔離系計装	1. 原子炉水位低(レベル3)	運転、起動及び高温停止		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		2. ドライウェル圧力高	運転、起動及び高温停止		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		3. 原子炉区域換気空調系排気放射能高	運転、起動、高温停止、炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		4. 燃料取替エリア排気放射能高	運転、起動、高温停止、炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
	5. その他の計装 (1)非常用ディーゼル発電機計装	1. 非常用ディーゼル発電機計装(低圧注水系) a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	運転、起動、高温停止及び第65条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間		論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
27条2. (1)	計測及び制御設備		b. 原子炉水位異常低(レベル1)	運転、起動、高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		c. ドライウェル圧力高		運転、起動、高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		2. 非常用ディーゼル発電機計装(高圧炉心注水系)	a. 非常用交流高圧電源母線電圧低	運転、起動、高温停止及び第65条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
		b. 原子炉水位異常低(レベル1.5)		運転、起動、高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		c. ドライウェル圧力高		運転、起動、高温停止	論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
	(2)原子炉隔離時冷却系計装(冷却材補給機能)	1. 原子炉水位異常低(レベル2)	運転※1、起動及び高温停止 ※1 原子炉圧力1.03 MPa[gage]以上に適用		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
	(3)原子炉再循環ポンプトリップ計装	1. 主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力が35%相当以上		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM タービンGM及び計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
		2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	原子炉熱出力が35%相当以上		論理回路機能検査を実施 チャンネル校正を実施	定事検停止時 定事検停止時	運転評価GM 計測制御GM	当直長 当直長	○ ○
	(4)制御棒引抜監視装置計装	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	原子炉熱出力30%相当以上		チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		b. 機器動作不能	—		論理回路機能検査を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		C. 下限	5%(動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない)		チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
	(5)タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装	1. 原子炉水位高(レベル8)	原子炉熱出力が35%相当以上		チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
	(6)中央制御室外原子炉停止装置計装	1. 原子炉圧力	運転、起動及び高温停止		チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		2. 高圧炉心注水系流量	運転、起動及び高温停止		チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		3. 残留熱除去系流量	運転、起動及び高温停止		チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		4. 原子炉水位	運転、起動及び高温停止		チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		5. サブレッションブル水温度	運転、起動及び高温停止		チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		6. RHR熱交換器入口温度	運転、起動及び高温停止		チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		7. 高圧炉心注水系ポンプ(高圧炉心注水系制御)	運転、起動及び高温停止		制御回路切替スイッチの機能検査を実施 中央制御室外原子炉停止装置からの高圧炉心注水系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認	定事検停止時 定事検停止時	電気機器GM 当直長	当直長 —	○ ○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
27条2. (1)	計測及び制御設備		8. 残留熱除去ポンプ(残留熱除去系制御)	運転、起動及び高温停止	制御回路切替スイッチの機能検査を実施	定事検停止時	電気機器GM	当直長	○
					中央制御室外原子炉停止装置からの残留熱除去系ポンプ起動試験により動作可能であることを確認	定事検停止時	当直長	—	○
			9. 主蒸気逃がし安全弁(主蒸気逃がし安全弁制御)	運転、起動及び高温停止	制御回路切替スイッチの機能検査を実施	定事検停止時	電気機器GM	当直長	○
					中央制御室外原子炉停止装置からの主蒸気逃がし安全弁開閉試験により動作可能であることを確認	定事検停止時	当直長	—	○
			10. 原子炉補機冷却水ポンプ(原子炉補機冷却水制御)	運転、起動及び高温停止	制御回路切替スイッチの機能検査を実施	定事検停止時	電気機器GM	当直長	○
					中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認	定事検停止時	当直長	—	○
			11. 原子炉補機冷却海水ポンプ(原子炉補機冷却海水制御)	運転、起動及び高温停止	制御回路切替スイッチの機能検査を実施	定事検停止時	電気機器GM	当直長	○
					中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却海水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認	定事検停止時	当直長	—	○
		(7) 中央制御室非常用換気空調系計装	1. 原子炉区域換気空調系排気放射能高	運転、起動、高温停止、炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			2. 燃料取替エリア排気放射能高	運転、起動、高温停止、炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時	論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		(8) 事故時計装	1. 原子炉圧力	運転及び起動	チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			2. 原子炉水位(広帯域)	運転及び起動	チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			3. 原子炉水位(燃料域)	運転及び起動	チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			4. ドライウェル圧力	運転及び起動	チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			5. 格納容器内雰囲気線量当量率	運転及び起動	チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
30条2. (1)	主蒸気逃がし安全弁			運転、起動及び高温停止	主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認	定事検停止時	原子炉GM	当直長	—
30条2. (2)					主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認	定事検停止時	計測制御GM	当直長	—
32条2. (1)	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力監視			原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間	供用中の漏えい又は水圧検査を実施	定事検停止時	原子炉GM	当直長	—
35条2. (2)	原子炉停止時冷却系その2			冷温停止	原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合、停止期間中の原子炉冷却材温度を評価	冷温停止	各GM	当直長	○
36条2. (2)	原子炉停止時冷却系その3			燃料交換	原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合、停止期間中の原子炉冷却材温度を評価	燃料交換	各GM	当直長	○
37条2. (1)	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率			—	原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の関連温度の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定める	—	高経年化評価GM	当直長	—
39条2. (1)	非常用炉心冷却系その1			運転、起動及び高温停止(原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03 MPa[gage]以上)	高压炉心注水系、低圧注水系及び自動減圧系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
39条2. (2)					原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認	定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間	運転評価GM	当直長	○
39条2. (3)					表39-2(項目3)に定める事項及び高压炉心注水系、低圧注水系(格納容器スプレイ冷却系)、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態並びに主要配管が満水であることを確認(項目3):各ポンプの流量、全揚程が満足していること	定事検停止後の原子炉起動前	当直長	—	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
42条2. (1)	主蒸気隔離弁			運転、起動及び高温停止	主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
42条2. (2)					主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認	定期検査停止時	原子炉GM	当直長	—
43条2. (1)	格納容器及び格納容器隔離弁			運転、起動及び高温停止	格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	—
43条2. (2)					表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
43条2. (3)					格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認	定期検査停止後の原子炉起動前	当直長	—	○
44条2. (1)	サブレッション・チャンバーからドライウェルへの真空破壊弁			運転、起動及び高温停止	サブレッション・チャンバーからドライウェルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認	定期検査停止時	原子炉GM	当直長	○
47条2. (1)	可燃性ガス濃度制御系			運転及び起動	可燃性ガス濃度制御系の機能を確認	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
49条2. (1)	原子炉建屋			運転、起動、高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
50条2. (1)	原子炉建屋給排気隔離弁			運転、起動、高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
51条2. (1)	非常用ガス処理系			運転、起動、高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
51条2. (2)					非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認	定期検査停止時	化学管理GM	当直長	○
52条2. (1)	残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系			運転、起動及び高温停止	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系が模擬信号で作動することを確認	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
52条2. (2)					原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁※1の開閉状態を確認 ※1主要配管の満水を維持するために必要な一次弁	定期検査停止後の原子炉起動前	当直長	—	○
52条2. (3)					原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁※2の開閉状態を確認 ※2当該系統の機能を維持するために必要な一次弁	定期検査停止後の原子炉起動前	当直長	—	○
53条2. (1)	非常用ディーゼル発電設備冷却系			運転、起動及び高温停止	原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系が模擬信号で作動することを確認	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
57条2. (1)	中央制御室非常用換気空調系			運転、起動、高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
57条2. (2)					中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認	定期検査停止時	化学管理GM	当直長	—
59条2. (1)	非常用ディーゼル発電機その1			運転、起動及び高温停止	非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
62条2. (1)	直流電源その1			運転、起動及び高温停止	直流電源※2(蓄電池及び充電器)の機能を確認 ※2 7号炉の直流電源A系(A及びA-2)及びB系は重大事故等対処設備を兼ねる。	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
66条2. (1) 66-1-1	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)	1. 代替制御棒挿入機能		運転及び起動	機能検査を実施	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
		2. 原子炉圧力高			チャンネル校正を実施	定期検査停止時	計測制御GM	当直長	○
		3. 原子炉水位異常低(レベル2)			論理回路機能検査を実施	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
		4. 手動ARI			チャンネル校正を実施	定期検査停止時	計測制御GM	当直長	○
					論理回路機能検査を実施	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
66条2. (1) 66-1-2	ATWS緩和設備(代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)	1.代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能		運転及び起動	機能検査を実施	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○
		2.原子炉圧力高			チャンネル校正を実施	定期検査停止時	計測制御GM	当直長	○
					論理回路機能検査を実施	定期検査停止時	運転評価GM	当直長	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
66条2. (1) 66-1-2	ATWS緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能)	3. 原子炉水位低(レベル3)			チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		4. 原子炉水位異常低(レベル2)			論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
		5. RIP-ASD手動スイッチ			チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
					論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
					論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
66条2. (1) 66-2-3	ほう酸水注入系(重大事故等対処設備)			運転、起動、高温停止	ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が8.43MPa[gage]以上であることを確認	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
66条2. (1) 66-3-1	代替自動減圧機能系	1. 代替自動減圧機能		運転、起動、高温停止(原子炉圧力 1.03MPa[gage]以上の場合)	機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
		2. 原子炉水位異常低(レベル1)			チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		3. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高			論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
		4. 始動タイマ			チャンネル校正を実施	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ			論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
					チャンネル校正を実施	定事検停止時	電気機器GM	当直長	○
					論理回路機能検査を実施	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
66条2. (1) 66-3-2	主蒸気逃がし安全弁(手動減圧)			運転、起動、高温停止	主蒸気逃がし安全弁の性能検査を実施	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-3-3	主蒸気逃がし安全弁の機能回復	2. 逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧系		運転、起動、高温停止	逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が131V以上であること	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		3. 高圧窒素ガス供給系による作動窒素ガス確保系			高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が [] MPa[gage]以上に設定できることを確認するとともに、非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び常用窒素ガス供給止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-4-1	低圧代替注水系(常設)			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換※3 ※3 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが閉の場合(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合	復水移送ポンプ1台運転にて揚程が [] m以上、流量が [] m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台運転で流量が [] m ³ /h以上、復水移送ポンプ1台で流量が [] m ³ /h以上確保可能であることを確認する。 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
						定事検停止時	当直長	—	○
66条2. (1) 66-5-1	格納容器圧力逃がし装置			運転、起動、高温停止	よう素フィルタの性能検査を実施	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
					フィルタ装置の性能検査を実施	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
					フィルタ装置のスクラバ水の水酸化ナトリウムの濃度が [] wt%以上であること及びpHが [] 以上であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	原子炉GM	当直長	—
					ドレン移送ポンプの流量が9.1m ³ /h、揚程が14.3m以上であることを確認	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
					必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	—	○
					スクラバ水pH制御装置の性能検査を実施	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-5-2	耐圧強化ペント系			運転、起動、高温停止	必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	—	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
66条2. (1) 66-5-3	可搬型窒素供給装置			運転、起動、高温停止	可搬型窒素供給装置の吐出圧力が 0.5MPa、流量が 70Nm ³ /h(窒素純度 99%以上×2にて)であることを確認する。 ※2 酸素濃度 1%未満であることをもって確認する。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-5-4	代替原子炉補機冷却系			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	熱交換器ユニット(P27-D2000,D3000,D4000)の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が650m ³ /h以上で揚程が65m以上。 ・流量が680m ³ /h以上で揚程が56m以上。 ・流量が700m ³ /h以上で揚程が53m以上。 熱交換器ユニット(P27-D1000,D5000)の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が[] m ³ /h以上で揚程が[] m以上。 ・流量が[] m ³ /h以上で揚程が[] m以上。 ・流量が[] m ³ /h以上で揚程が[] m以上。 大容量送水車(熱交換器ユニット用)の流量が1100m ³ /h以上で吐出圧力が0.61MPa以上であることを確認する。 原子炉補機冷却水系における常用冷却水供給側分離弁及び常用冷却水戻り側分離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	2年に1回	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-5-5	代替循環冷却系			運転、起動、高温停止	復水移送ポンプ1台運転にて揚程が[] m以上、流量が[] m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台運転で流量が[] m ³ /h以上確保可能であることを確認する。 残留熱除去系高压炉心注水系第一止め弁及び残留熱除去系高压炉心注水系第二止め弁、下部ドライウェル注水ライン隔離弁及び下部ドライウェル注水流量調節弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-6-1	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)			運転、起動、高温停止	復水移送ポンプ1台運転にて揚程が[] m以上、流量が[] m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台運転で流量が[] m ³ /h以上確保可能であることを確認する。 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-7-1	格納容器下部注水系(常設)			運転、起動、高温停止	復水移送ポンプ1台運転にて揚程が[] m以上、流量が[] m ³ /h以上であることを確認する。 復水補給水系における下部ドライウェル注水流量調節弁及び下部ドライウェル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-8-1	静的触媒式水素再結合器			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換※ 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルーゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブルーゲートが閉の場合	静的触媒式水素再結合器が動作可能であること。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-8-2	原子炉建屋内の水素濃度監視			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換※ ※原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルーゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブルーゲートが閉の場合	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
66条2. (1) 66-9-1	燃料プール代替注水系			使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	可搬型代替注水ポンプ(A-1級)及び可搬型注水ポンプ(A-2級)を起動し、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)の流量が□m3/h以上で、吐出圧力が□MPa[gage]以上であることを確認する。	1年に1回	タービンGM	当直長	○
66条2. (1) 66-9-2	使用済燃料プールの除熱			使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が□m3/h以上で、全揚程が□m以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉GM	当直長	○
				使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	2. FPCろ過脱塩器第一入口弁, FPCろ過脱塩器第二入口弁, FPCろ過脱塩器出口弁及びFPCろ過脱塩器バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1年に1回	当直長	—	○
66条2. (1) 66-9-3	使用済燃料プール監視設備	1. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域)		使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御 GM	当直長	○
		2. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)		使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御 GM	当直長	○
		3. 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)		使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御 GM	当直長	○
		4. 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ		使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	機能検査を実施する。	定事検停止時	計測制御 GM	当直長	○
66条2. (1) 66-10-1	大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)を起動し、吐出圧力□MPa[gage]以上、流量が□m3/h以上であることを確認する。	1年に1回	タービンGM	当直長	○
66条2. (1) 66-11-3	海水移送設備			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	1. 大容量送水車(海水取水用)を起動し、流量が□m3/h以上で、吐出圧力が□MPa[gage]以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-12-1	常設代替交流電源設備			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気機器GM	当直長	○
66条2. (1) 66-12-2	可搬型代替交流電源設備			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM	当直長	○
66条2. (1) 66-12-4	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備	直流125V充電器A, A-2 直流125V蓄電池A, A-2		運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換※ ※原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが閉の場合(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備(蓄電池及び充電器)の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
		AM用125V充電器、蓄電池		運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備(蓄電池及び充電器)の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	当直長	○
66条2. (1) 66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ	1. 原子炉圧力容器内の温度		運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換※ ※原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが閉の場合(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		2. 原子炉圧力容器内の圧力		運転、起動、高温停止、冷温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
66条2. (1) 66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ	3. 原子炉圧力容器内の水位		運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換※ ※原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが閉の場合(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		4. 原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系系統流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 高圧炉心注水系系統流量	運転、起動※6、高温停止 ※6 ※6高圧代替注水系系統流量及び原子炉隔離時冷却系系統流量については、原子炉圧力が1.03 MPa[gage]以上の場合に適用する。	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			復水補給水系流量(RHR A系代替注水流量) 復水補給水系流量(RHR B系代替注水流量) 残留熱除去系系統流量	運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換※7 ※7:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが閉の場合(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		5. 原子炉格納容器への注水量		運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		6. 原子炉格納容器内の温度		運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		7. 原子炉格納容器内の圧力		運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		8. 原子炉格納容器内の水位		運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		9. 原子炉格納容器内の水素濃度		運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		10. 原子炉格納容器内の放射線量率		運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		11. 未臨界の維持又は監視	起動領域モニタ	起動※8、高温停止、冷温停止及び燃料交換※9 ※8:計数領域の場合に適用する。 ※9:起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			平均出力領域モニタ	運転、起動	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		12. 最終ヒートシンクの確保	(1). 代替循環冷却系	運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			(2)格納容器圧力逃がし装置	運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
			(3)耐圧強化ペント系	運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
66条2. (1) 66-13-1	主要パラメータ及び代替パラメータ		(4) 残留熱除去系	運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換※10 ※10:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		13. 格納容器バイパスの監視	(1)原子炉圧力容器内の状態 (2)原子炉格納容器内の状態 (3)原子炉建屋内の状態	運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
		14. 水源の確保		運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換※11 ※11:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
66条2. (1) 66-13-2	補助パラメータ			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	1. 補助パラメータ(電源関係)を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	電気機器GM	当直長	○
					2. 補助パラメータ(その他)を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
66条2. (1) 66-13-3	可搬型計測器			運転、起動、高温停止	1. 所要数の可搬型計測器の機能検査を実施する。	1年に1回	計測制御GM	当直長	○
66条2. (1) 66-14-1	中央制御室の居住性確保			運転、起動、高温停止	1. 中央制御室可搬型陽圧化空調機(プロワユニット)の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止	7. 差圧計が健全であることを確認する。	定事検停止時	計測制御GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止	10. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	定事検停止時	発電GM	当直長	○
66条2. (1) 66-14-2	原子炉建屋プローアウトパネル			運転、起動、高温停止	1. 燃料取替床プローアウトパネル閉止装置の性能検査を実施する。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-15-1	監視測定設備			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	1. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	3. 所要数のNaIシンチレーションサーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	5. 所要数のGM汚染サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	7. 所要数の電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	9. 所要数のZnSシンチレーションサーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	当直長	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認又は系統構成確認を行うもの
66条2. (1) 66-15-1	監視測定設備			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	11. 所要数の可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	14. 所要数の可搬型気象観測装置の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	16. 所要数のモニタリングポスト用発電機の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	当直長	○
66条2. (1) 66-16-1	緊急時対策所の居住性確保(対策本部)			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取り送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止	7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	9. 可搬型エリアモニタ(対策本部)の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	11. 酸素濃度計(対策本部)の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	13. 二酸化炭素濃度計(対策本部)の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	15. 差圧計(対策本部)が健全であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	1年に1回	原子炉GM	当直長	○
66条2. (1) 66-16-2	緊急時対策所の居住性確保(待機場所)			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	5. 可搬型エリアモニタ(待機場所)の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	7. 酸素濃度計(待機場所)の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	9. 二酸化炭素濃度計(待機場所)の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	11. 差圧計(待機場所)が健全であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM	当直長	○
				運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM	当直長	○
66条2. (1) 66-16-3	緊急時対策所の代替電源設備			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)の以下の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 (1)吐出圧力が1. 29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上。 (2)吐出圧力が1. 63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3)吐出圧力が1. 67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上。	1年に1回	ターピンGM	当直長	○
66条2. (1) 66-19-1	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)			運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換※2、使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間 ※2:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合					